

第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画にかかる進捗状況一覧表（令和4年度末現在）
について

【 進 捗 状 況 に お け る 評 価 基 準 等 】

| 評 価 基 準 | 評価件数 | 構 成 比 |
|----------------------------|------|-------|
| A：取組目標を達成した（100%） | 22件 | 40% |
| B：概ね取組目標を達成した（80%以上） | 30件 | 55% |
| C：取組目標を達成しなかった（50%以上80%未満） | 2件 | 4% |
| D：取組目標を大きく下回った（50%未満） | 1件 | 2% |
| 計 | 55件 | 100% |

※47事業のうち、再掲や複数課に渡る事業を含め、全55件の評価結果である。

【 目 次 】

| | | |
|------|----------------------------------|-------------------------------|
| 指針 1 | 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実 | 項目番号①～③・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1 |
| 指針 2 | インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現 | 項目番号④～⑦・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2 |
| | | 項目番号⑧、⑨・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3 |
| | | 項目番号⑩～⑭・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4 |
| | | 項目番号⑮～⑰・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5 |
| | | 項目番号⑱、⑲・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6 |
| 指針 3 | 特別支援教育支援体制の整備・推進 | 項目番号⑳～㉒・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7 |
| | | 項目番号㉓～㉕・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8 |
| | | 項目番号㉖～㉗・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 9 |
| | | 項目番号㉘・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10 |
| | | 項目番号㉙～㉚・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11 |
| 指針 4 | 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上 | 項目番号㉛、㉜・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12 |
| | | 項目番号㉝～㉞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13 |
| | | 項目番号㉟～㊱・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14 |
| | | 項目番号㊲～㊳・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15 |
| 指針 5 | 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進 | 項目番号㊴～㊵・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16 |
| 指針 6 | 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進 | 項目番号㊶～㊷・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16 |

第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画にかかる進捗状況一覧表（令和4年度現在）

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事業名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|-------------------------------------|-----------------------|------------|--------------|-----------------|------------------|------------------|--|------------------|---|---|--|----------------|
| 指針1 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実 | (1)都立特別支援学校と連携した教育の推進 | ① | 26 | 都立特別支援学校と連携した教育 | 実施 | 実施 | <実施> ①都立羽村特別支援学校のセンター機能を活用（巡回相談・研修会等）した。 ②都立特別支援学校教諭を特別支援教育連携協議会・特別支援教育専門委員会委員として委嘱し、多岐に亘って高い専門性を活かした連携を図った。 | B | | | <実施> 特別支援学校との連携による、様々な指導・助言等、高い専門性を活かした連携を図る。 | 教育指導課 教育支援係 |
| | (2)特別支援教育関係会議等の推進 | ② | 26 | 特別支援教育関係会議の実施 | 実施 | 実施 | <実施> ①就学支援委員会 9回/年 ②難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級等入級支援委員会 7回/年 ③特別支援教育専門委員会 2回/年 ④特別支援教育連携協議会 2回/年 ⑤市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会 3回/年 | A | | <実施> ・特別支援教育関係会議を開催し、就学に関する支援を行う。 ・第五次推進計画の事業を推進するため、進捗状況を連携協議会に報告する。 ・令和5年4月1日に中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設。 ・令和5年度から小学校特別支援学級開設準備委員会を設置。 | 教育指導課 教育支援係 | |
| | (3)交流及び共同学習の推進 | ③ | 26 | 巡回相談の実施 | 実施 年間40回 | 実施 | <実施> 年間13回 | C | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、巡回相談を見送ったこと等に伴い、令和7年度数値目標を下回った。 | 特別支援教室巡回指導教員等とも有効な連携体制を構築していくと共に巡回相談の必要性やその効果を学校に周知し、実施回数を増やし、早期支援に繋げる必要がある。 | <実施> 巡回相談の実施により、早期発見・早期支援に繋げる。 | 教育指導課 教育支援係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---|--|------------|--------------|--|-----------------------------|------------------|--|------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|------------------------|
| 指針2 インクルーシブ 教育と心の バリアフリーの 推進を通じた共生 社会の実現 | (3)交流及び 共同学習の 推進 | ④ | 27 | 交流及び共同 学習 | 実施 | 実施 | <p><実施> 各学校において、児童・生徒の実態に合わせて各教科や学校行事等での交流学習を行っている。</p> | A | | | <p><実施> 学校組織全体で適切に役割分担しながら、児童・生徒の指導・支援が適切に行われるよう配慮し、引続き実施していく。</p> | 教育指導課 指導係 |
| | (4)都立特別 支援学校及び特別支援 学級の児童・生徒間の 交流の促進 | ⑤ | 28 | 都立特別支 援学校及び 特別支援学 級の児童・ 生徒間の交 流 | 実施 | 実施 | <p><実施> 特別支援学校との交流については副籍制度を活用している。通常学級と特別支援学級間の交流については、児童・生徒の実態に応じて教科や行事等での交流を行っている。</p> | A | | | <p><実施> 特別支援学校については、副籍制度を活用する。特別支援学級については、通常学級との交流事業等を実施する。</p> | 教育指導課 教育支援 係・指導係 |
| | (5)副籍制度 の充実による 交流活動の 推進 | ⑥ | 28 | 副籍制度の 実施 | 実施 活用児童・生 徒の割合 70% | 実施 | <p><実施> 活用児童・生徒の割合 30% 主な交流内容 直接交流：運動会や音楽会の見学、給食や体育への参加。 間接交流：年間を通じての学校便りの送付及び自己紹介カードを校内に掲示。</p> | D | 目標設定の70%を下回ったため。 | 都立特別支援学校との連携を深め課題を分析していく必要がある。 | <p><実施> 副籍制度の周知を図り、地域との連携強化に努める。</p> | 教育指導課 教育支援係 |
| | (6)障害のある 人との交流の 推進 | ⑦ | 28 | 副籍制度連 絡体制の強 化 | 実施 | 実施 | <p><実施> 就学相談の時点から就学相談員から保護者へ副籍制度について周知し、就学決定後は、保護者、市教育委員会、都立特別支援学校、市立学校が情報共有を図り、連携強化に努めた。</p> | B | | | <p><実施> 引続き、保護者、市立学校、都立特別支援学校、市教育委員会が副籍制度に関する連絡体制の強化に努める。 また各学校の特別支援教育コーディネーターで構成する連絡会に副籍児童・生徒が在籍する都立特別支援学校のコーディネーターを招聘する等、副籍制度に関する情報共有に努め、共生社会の実現に向けた教育システムの構築を推進していく。</p> | 教育指導課 教育支援 係・指導係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---|--|------------|--------------|---------------------------------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------------------------|--|---|----------------|
| 指針2 インクルーシブ 教育と心のバリア フリーの 推進を通じた共生 社会の実現 | (6)障害のある 人との交流の推進 | ⑧ | 29 | 障害のある 人との交流 機会の創出 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 手話通訳者養成講習会を実施した。 | A | | 手話通訳者養成講習会については、参加希望者が多い場合の対応、オンライン形式などの環境整備を更に進める必要がある。 | ＜実施＞ 手話通訳者養成講習会では、社会人でも参加しやすい時間帯の実施などにより、交流機会の創出を促進する。 | 障害福祉課 手当助成係 |
| | | | | | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 障害のあるなしに関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育むため、交流を実施した。 | A | | ＜実施＞ 引き続き、学校行事等での交流の機会を創出する。 | 教育指導課 指導係 | |
| | (7)障害者ス ポーツを通 じた障害者 理解教育の 推進 | ⑨ | 29 | 障害者ス ポーツを通 じた障害者 理解教育の 推進 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 心身障害者・児スポーツ教室及び心身障害者（児）グラウンドゴルフ教室を実施し、障害者スポーツの普及を図った。 | B | | ＜実施＞ 今後も引き続き各種教室を実施し、障害者スポーツの普及を図る。 | スポーツ振 興課 スポーツ振 興係 | |
| | | | | | 実施 | 実施 | ＜実施＞ オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校2020レガシー」として展開し、重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の資質を更に育成するため、これまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした障害者理解教育を推進した。 | B | | ＜実施＞ 体育の授業等を通じた様々な場面における障害者スポーツの体験や交流を充実する。 | 教育指導課 指導係 | |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|--|-------------------------------------|------------|--------------|---------------------------------------|--------------------|-------------------|---|------------------|--|---|---|----------------|
| 指針2 インク ルーション 教育と心の バリアフリー の推進を通じた共生 社会の実現 | (8)学校教育における 「心のバリアフリー」 の理解の促進 | ⑩ | 30 | 児童・生徒 に対する 「心のバリアフリー」 に関する指導 | 実施 | 実施 | <実施> 特別支援教室の巡回指導教員により、各学級で児童・生徒へ特別支援教室等の理解教育を行っている。 | A | | | <実施> 全ての児童・生徒に対して「心のバリアフリー」に関する指導を推進し、心のバリアフリーに関する理解を図る。 | 教育指導課 指導係 |
| | | ⑪ | 30 | 教員への 「心のバリアフリー」 に関する理解の促進 | 実施 | 実施 | <実施> 人権教育推進委員会において、人権課題「子供」や「男女平等」とともに、「障害者差別」防止について指導を徹底するよう周知を図った。 | A | | | <実施> 引き続き、教員研修会等を通して、教員の心のバリアフリーに関する理解を図る。 | 教育指導課 指導係 |
| | (9)心のバリアフリーに関する周知と理解の促進 | ⑫ | 30 | 心のバリアフリー啓発パンフレットの作成 | 実施 | 実施 | <実施> 東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」リーフレット等を活用した周知を行った。 | B | | | <実施> 東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」リーフレット等を活用した周知を図る。 | 教育指導課 指導係 |
| | (10)特別支援教育に関する周知と理解の促進 | ⑬ | 31 | 特別支援教育講演会の開催 | 実施 参加者数 120人 | 実施 参加者数 58人 | <実施> 実施日：令和4年8月19日 会場：市民会館小ホール 演題：学校と家庭が共に支える発達障害のある子供のウェルビーイング 講師：太田 研氏 (山梨県立大学人間福祉学部准教授) | C | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を設け対象者を絞っての開催となった。 | 市民会館小ホールでの実施の際、ハイフレックス（講演会形式と同時に動画配信）対応は設備上、現行不可能である。 | <実施> 集会又はWebによる講演会を実施することで、特別支援教育に関する理解を深める。 | 教育指導課 教育支援係 |
| | | ⑭ | 31 | 特別支援教育啓発パンフレット等の作成 | 実施 | 実施 | <実施> 東京都の特別支援教育に関するリーフレットを特別支援学級・特別支援教室の児童・生徒の保護者を対象に配布した。 | B | | | <実施> 東京都のリーフレットを活用し、配布することで、特別支援教育に関する理解を深める。 | 教育指導課 教育支援係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---|--------------------------------|------------|--------------|---------------------------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|----------------|
| 指針2 インクルーシブ 教育と心のバリア フリーの 推進を通じた共生 社会の実現 | (10)特別支援 教育に関する周知と理 解の促進 | ⑮ | 3 1 | ホームペー ジや広報誌 を活用した 情報発信 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 幅広く市民に対して特別支援教育 に関する情報提供を行うため、 ホームページや広報誌への掲載内 容を工夫し、発信した。 | B | | | ＜実施＞ ホームページや広報誌等、 市民にわかりやすい内容 で、特別支援教育に関する 情報を発信する。 | 教育指導課 教育支援係 |
| | (11)人権教育 の推進 | ⑯ | 3 1 | 人権尊重の 精神を涵養 する取組の 推進 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 人権教育推進委員会を年5回開催 し、各校の人権委員へ人権課題の 周知を行うとともに、各校におい て伝達講習等を実施した。 | A | | | ＜実施＞ 人権教育推進委員会の開 催、各校の人権委員へ人権 課題の周知、伝達講習等 を実施する。 | 教育指導課 指導係 |
| | | ⑰ | 3 1 | 心の教育の 充実 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 東京都教育委員会作成のリーフ レット等を活用した周知を行っ た。さらに児童会・生徒会が中心 となり、児童・生徒自らがいじめ を根絶していくための自治的活動 に全小・中学校で取り組んでい る。また、若手教員育成研修など の機会を捉え、児童・生徒に対す る人権教育が適正に行われるよ う、教職員の人権感覚を養ってい る。 | A | | | ＜実施＞ 引き続き、東京都教育委員 会作成のリーフレット等 を活用し、周知を行う。ま た、児童・生徒・教職員の 人権感覚を養う取組を重ね ていく。 | 教育指導課 指導係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---------------------------------|-----------------------|------------|--------------|-----------------------------------|-------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--------------------------------|--|----------------|
| 指針3 特別支援 教育支援 体制の整備・推進 | ⑫未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 | ⑱ | 3 2 | 「就学支援シート」の活用 | 実施 提出率 6.5% | 実施 | <p>＜実施＞ 【提出率】 11.7% 就学予定児童の就学時健康診断の案内発送時に、保護者全員に配布するとともに、ホームページ等を通じて広く発信した。 保護者・関係機関の負担軽減及び校内委員会で比較検討しやすくするため、令和5年度就学予定者の就学支援シートの改訂を行った。</p> | B | | | <p>＜実施＞ 引続き、就学予定児童の就学時健康診断の案内発送時に保護者全員に配布し、入学期の指導・支援の充実を図る。</p> | 教育指導課 教育支援係 |
| | | | | 「就学支援シート」の活用 実態把握調査・分析・周知 | 実施 | 実施 | <p>＜実施＞ 令和3年度アンケート調査の結果を踏まえ、配布方法及び様式の改訂を行った。また、令和4年度に各小学校にアンケート調査を実施し、実態把握・分析を行うとともに、調査結果を学校へ周知した。</p> | B | | | <p>＜実施＞ 引続き、各小学校へのアンケート調査を実施し、実態把握・分析を行い、入学期の指導・支援の充実を図る。</p> | 教育指導課 教育支援係 |
| | | ⑲ | 3 2 | 「学校生活支援シート」の作成と活用 | 実施 | 実施 | <p>＜実施＞ 各校において、学校生活上配慮を要する児童・生徒の様子及び指導状況を記録するとともに、定期的に保護者と情報を共有することができている。 「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）作成率：100%</p> | A | | | <p>＜実施＞ 各校において、学校生活支援シートの作成と活用を図ることで、切れ目のない支援の充実を図る。</p> | 教育指導課 指導係 |
| | | | | 「学校生活支援シート」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知 | 実施 | 実施 | <p>＜実施＞ 各校において、学校生活上配慮を要する児童・生徒の様子及び指導状況を記録するとともに、定期的に保護者と情報を共有することができている。</p> | A | | | <p>＜実施＞ 引き続き、各校において、学校生活支援シートの作成と活用を図り、記録及び定期的に保護者との情報共有を図ることで、切れ目のない支援の充実を図る。</p> | 教育指導課 指導係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---------------------------------|--------------------------|------------|------------------|--------------------------------|------------------|---|--|------------------|------------------------------------|--|---|----------------|
| 指針3 特別支援 教育支援 体制の整備・推進 | (12)未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 | ⑳ | 3 2 | 「個別指導計画」の作成と活用 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 特別支援学級の児童・生徒と通級指導を必要とする児童・生徒については確実に作成するとともに、定期的に指導目標等を保護者と共有して見直すなど、活用が図られている。 | B | | ＜実施＞ 通常の学級に在籍し、通級指導を利用していないが、配慮を要する児童・生徒の個別指導計画の作成については努力義務となっていることから、作成していない学校が多い。 | ＜実施＞ 通常の学級において、何かしらの支援を受けていないが、校内委員会等で個別の対応を検討している状況があるときには作成するように指導する。 | 教育指導課 指導係 |
| | | | | 「個別指導計画」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 特別支援学級・通級指導を必要とする児童・生徒については確実に「個別指導計画」を作成するとともに、定期的に指導目標等を保護者と共有して見直すなど、活用が図られている。 | B | | ＜実施＞ 通常の学級に在籍し、通級指導を利用していないが、配慮を要する児童・生徒の個別指導計画の作成については努力義務となっていることから、作成していない学校が多い。 | ＜実施＞ 通常の学級において、何かしらの支援を受けていないが、校内委員会等で個別の対応を検討している状況があるときには「個別指導計画」を作成するように指導する。 | 教育指導課 指導係 |
| | ⑳ | 3 2 | 保護者への説明の実施 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 入学保護者説明会において、支援の必要性がある場合の相談や、特別支援教室の利用などの周知を図っている。 また、支援が必要な児童・生徒の入学前の学校見学を実施している。 | A | | | ＜実施＞ 入学保護者説明会において、支援の必要性がある場合の相談や、特別支援教室の利用などの周知を図る。 また、支援が必要な児童・生徒の入学前の学校見学を実施する。 | 教育指導課 指導係 | |
| (13)教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 | ㉑ | 3 3 | むさしむらやまマイファイルの活用 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 市ホームページや「障害者福祉の手引」に掲載し、周知を図るとともに、希望者に交付する際に、活用方法等の説明を行った。 | B | | 適切にニーズを把握するのが困難である。 | ＜実施＞ 市ホームページや「障害者福祉の手引」に掲載し、周知を図るとともに、希望者に交付する際に、活用方法を丁寧に言い、成人に至るまでの切れ目のない支援につなげる。 また、より多く普及啓発を多く行うため、増刷を行う。 | 障害福祉課 認定審査係 | |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---------------------------------|---------------------------|------------|--------------|----------------------------|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--|---|---------------------------|
| 指針3 特別支援 教育支援 体制の整備・推進 | (13)教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 | ②② | 3 3 | むさしむらやまマイファイルの活用 | 実施 | 実施 | <p><実施> 市在住者で特別支援学校又は特別支援学級に就学又は転学する際に、学校を通じてマイファイルを配布し、活用を促した。</p> | B | | | <p><実施> 今後も対象者が就学又は転学する際に配布するとともに、制度の周知・徹底を図る。</p> | 教育指導課 教育支援係 |
| | | ②③ | 3 3 | 要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携 | 実施 | 実施 | <p><実施> 要保護児童対策地域協議会等を活用し、教育委員会を含む関係部局との連携を図った。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 2回 ・個別ケース会議 31回</p> | B | | | <p><実施> 引続き、要保護児童対策地域協議会等の枠組みを活用し、教育委員会を含む関係部局との連携を強化する。</p> | 子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター係 |
| | (13)教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 | ②④ | 3 3 | 教員への福祉制度の周知 | 実施 | 実施 | <p><実施> 各校の教職員に対する障害者差別解消及び虐待防止への理解を深めるため、令和5年2月13日付事務連絡で、市内小・中学校全校（14校）に障害者差別解消・虐待防止に関する冊子（東京都法規出版発行の「合理的配慮をしましょう」・「知って気づいて防ごう障がい者虐待」）を3部ずつ配布した。</p> | B | | 令和4年度に実施した武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画策定のための市民意識調査結果においても、教職員への障害者福祉制度の周知が課題としてあがった。 | <p><実施> 市民意識調査結果をふまえて、現在策定中の武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画においても施策として取り上げるとともに、引き続き教職員への障害者福祉制度の周知及び理解の促進に努める。</p> | 障害福祉課 業務係・認定審査係 |
| | | | | | 実施 | 実施 | <p><実施> 特別支援コーディネーター連絡会において、様々な支援の方策及び関係機関へのつなぎ方などを指導している。</p> | B | | | <p><実施> 特別支援コーディネーター連絡会にける指導及び周知の徹底を図る。</p> | 教育指導課 指導係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---------------------------------|-------------------------|------------|--------------|--------------------------|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|---|----------------------------------|----------------|
| 指針3 特別支援 教育支援 体制の整備・推進 | 13教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 | 25 | 33 | 相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供 | 実施 | 実施 | <p><実施> 子どもやその保護者等の家庭に対する総合的な相談窓口として、子ども家庭支援センターが一元的に対応することで、保護者に対して分かりやすい情報提供に努めた。 ・障害相談 7件</p> | B | | <p><実施> 引き続き、子どもやその保護者等の家庭に対する総合的な相談窓口として、子ども家庭支援センターが一元的に対応することで、保護者に対して分かりやすい情報提供に努める。</p> | 子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター係 | |
| | | 26 | 33 | 保護者同士の交流や専門家による相談の実施 | 実施 | 実施 | <p><実施> 当課が行なう子育てひろば事業、子どもカフェ事業等を活用し、保護者同士の交流や専門家による相談を実施することで、保護者の育児に係る不安、孤立感等の軽減や解消に努めた。 ・子育てひろば事業 実施回数294回、相談件数217件 ・子どもカフェ事業 実施回数142回、相談件数46件</p> | B | | <p><実施> 引き続き、当課が行なう子育てひろば事業、子どもカフェ事業等を活用し、保護者同士の交流や専門家による相談を実施することで、保護者の育児に係る不安、孤立感等の軽減や解消に努める。</p> | 子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター係 | |
| | 14乳幼児期における支援体制の推進 | 27 | 33 | 乳幼児健康診査の実施 | 実施 | 実施 | <p><実施> 疾病や発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健康診査を実施した。 3～4か月児健康診査 受診者数398人、精密健康診査受診者数13人 1歳6か月児健康診査 受診者数428人、精密健康診査受診者数3人 2歳児歯科健康診査 受診者数426人、未処置歯のある者13人 3歳児健康診査 受診者数515人、精密健康診査受診者数47人</p> | B | | <p><実施> 引き続き、乳幼児健診を実施し、疾病や発達の遅れの早期発見に努める。</p> | 子ども子育て支援課 母子保健係 | |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---------------------------------|-------------------------------|------------|--------------|------------------------------|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--|--|----------------------------|
| 指針3 特別支援 教育支援 体制の整備・推進 | 14乳幼児期 における支 援体制の推 進 | ②8 | 33 | 保育所等巡 回指導・相 談事業の推 進 | 実施 | 実施 | <p><実施> 保育所等に在籍する発達障害を有 すると思われる児童等の保育・教 育を支援するため、相談員が各施 設での児童の状況等を観察の上、 関係職員に具体的な指導方針等 について助言や相談を行うなど専門 的見地から支援した。 実施施設数 13園 指導・相談回数 延べ58回</p> | B | | <p>令和4年度まで巡回指 導・相談員の施設まで の送迎を職員が行って いたが、令和5年度より 交通費分を報酬に上乘 せし職員人件費及び労 力の削減を図った。し かし逆に相談員と職員 のコミュニケーション 不足が発生。</p> | <p><実施> 令和5年度中盤から相談員 とのコミュニケーション不 足を解消するよう書面や電 話、メール等で補うよう努 める。</p> | 子ども青少 年課 保育・幼稚 園係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 課 及 び 係 |
|--|---|------------|--------------|--|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|------------------|
| 指針4 特別支援 教育に関 する校内 組織の整 備・教員 の専門性 の向上 | (15)特別支援 教育の視点 を明確にし た学校経営 | ②9 | 3 4 | 学校経営方 針への位置 付け、推進 状況の把握 及び進行管 理 | 実施 | 実施 | <実施> 教育課程の編成基本方針に特別支 援教育の視点は明記しており、各 学校の実態に応じた位置付けを 行っている。 | B | | | <実施> 引き続き、教育課程説明会 等の機会において、教育課 程の編成基本方針に基づき 特別支援教育の視点を位置 付けていくよう指導をす る。 | 教育指導課 指導係 |
| | (16)特別支援 教育校内体 制の整備 | ③0 | 3 4 | 特別支援教 育校内委員 会の校務分 掌への位置 付け | 実施 | 実施 | <実施> 教育課程の編成基本方針に特別支 援教育について明記をしており、 各学校の実態に応じた校内体制の 整備を行っている。 | B | | | <実施> 引き続き、教育課程説明会 等の機会において、教育課 程の編成基本方針に基づき 確実に校内体制の整備を 行っていくよう指導をす る。 | 教育指導課 指導係 |
| | (17)通常学級 に在籍する 発達等に課 題のある児 童・生徒へ の個別指 導・支援の 充実 | ③1 | 3 5 | 通常の学級 に在籍する 発達等に課 題のある児 童・生徒等 への指導・ 支援 | 実施 | 実施 | <実施> 市内全校において校内委員会を設 置し、運営している。 | A | | | <実施> 特別支援教育校内委員会を 全校に設置し、校務分掌に 位置付けており、引続き、 学校全体での情報共有・連 携体制の強化を図る。 | 教育指導課 指導係 |
| | (17)通常学級 に在籍する 発達等に課 題のある児 童・生徒へ の個別指 導・支援の 充実 | ③2 | 3 5 | 特別支援教 室の運営 | 実施 | 実施 | <実施> 令和4年度から東京都教育委員会 作成の「特別支援教室の運営ガイ ドライン（特別支援教室の導入ガイ ドラインの改訂版）」に沿って 運営を行っている。 ※本ガイドラインでは、対象児 童・生徒の障害による学習上又は 生活上の困難を改善・克服し、全 ての時間、在籍学級で学校生活を 送れるようになることを目的とし ている。 | A | | | <実施> 引続き拠点校・巡回校の連 携及び学校全体の取組みの 重要性について周知・徹底 を図る。 | 教育指導課 教育支援係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|------------------------------------|------------------------------|------------|--------------|------------------------|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--------------------------------|--|----------------|
| 指針4 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上 | (18)通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進 | ③③ | 3 6 | 通常の学級及び特別支援学級における授業の改善 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 通常の学級において特別支援教育の視点をもとにした学級運営や授業改善を図っている。 | B | | | ＜実施＞ 引続き、通常の学級において特別支援教育の視点をもとにした学級運営や授業改善を図る。 | 教育指導課 指導係 |
| | | ③④ | 3 6 | 特別支援学級「授業改善推進プラン」 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 特別支援学級設置校において作成した「授業改善推進プラン」に基づき、授業を展開している。2学期末にその成果を確認することとしている。 | A | | | ＜実施＞ 引続き、語学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。 | 教育指導課 指導係 |
| | (19)教育委員会における支援体制の継続 | ③② | 3 7 | 特別支援教室の運営【再掲】 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 令和4年度から東京都教育委員会作成の「特別支援教室の運営ガイドライン（特別支援教室の導入ガイドラインの改訂版）」に沿って運営を行っている。 ※本ガイドラインでは、対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目的としている。 | A | | | ＜実施＞ 引続き拠点校・巡回校の連携及び学校全体の取組みの重要性について周知・徹底を図る。 | 教育指導課 教育支援係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|------------------------------------|----------------------|------------|--------------|----------------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|----------------|
| 指針4 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上 | (19)教育委員会における支援体制の継続 | ③⑤ | 37 | 介助員・特別支援教育支援員の配置 | 実施 | 実施 | <実施> 介助員の配置 第一小学校 2人 雷塚小学校 4人 第一中学校 1人 第二中学校 2人 特別支援教育支援員の配置 第一小学校 3人 第二小学校 2人 第三小学校 1人 第十小学校 2人 雷塚小学校 3人 大南学園第七小学校 1人 | B | | | <実施> 児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、特別支援学級及び通常学級に、介助員及び特別支援教育支援員の配置を引続き行い、児童・生徒に対する支援の充実を図る。 | 教育指導課 教育支援係 |
| | (19)教育委員会における支援体制の継続 | ③⑥ | 37 | スクールカウンセラーの活用 | 実施 | 実施 | <実施> 各校に配置されたスクールカウンセラーについては、週1回の運用がなされており、相談体制を整備するとともに、小学5年生及び中学1年生を対象として全員面接を実施するなど、教育相談の充実を図った。また、児童・生徒や保護者の相談にあたっている。 | A | | | <実施> スクールカウンセラーを引続き配置し、相談体制の充実を図る。 | 教育指導課 指導係 |
| | | ③⑦ | 37 | スクールソーシャルワーカーの活用 | 実施 | 実施 | <実施> 教育相談室にスクールソーシャルワーカーを2名配置し、学校への派遣等の相談事業を実施した。 | B | | | <実施> スクールソーシャルワーカーを引続き配置することにより、関係機関相互の調整及び連携の強化を図る。 | 教育指導課 教育支援係 |
| | | ③⑧ | 37 | 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施 | 実施 | 実施 | <実施> 市内の小学校の特別支援学級に在籍する児童の登校時又は下校時に日常的に送迎する保護者等が、緊急の事由により登校時の付添いが困難となった際、市の協力事業所のタクシーを利用する場合に、市がその利用料金の一部を助成することにより、児童の通学の支援を図った。 | B | | | <実施> 対象児童の保護者等へ、制度の周知を図り、保護者の緊急時における通学支援を継続して行う。 | 教育指導課 教育支援係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|--|--|------------|--------------|--------------------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|------------------------|
| 指針4 特別支援 教育に関 する校内 組織の整 備・教員 の専門性 の向上 | (20)教員研修 の充実及び 特別支援教 育コーディネ ーターの 養成 | ③9 | 37 | 特別支援教育に関する研修会の実施 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 特別支援学級研修会において研究授業を実施し、講師より御指導をいただいた。 | A | | | ＜実施＞ 管理職を始めとし、通常の学級の担任も含めてすべての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を計画的に実施し、特別支援教育の理解促進を図る。 | 教育指導課 指導係・教 育支援係 |
| | | ④0 | 37 | 特別支援教育コーディネーター研修の実施 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るため、市教育委員会として、特別支援教育コーディネーター対象の研修会を開催し、専門性の向上を図った。 | A | | | ＜実施＞ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るため、市教育委員会として、特別支援教育コーディネーター対象の研修会を計画的に開催し、専門性の向上を図る | 教育指導課 指導係 |
| | | ④1 | 37 | 特別支援教育校内研修手引きの改定 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 特別支援教育コーディネーター実務手引を作成し、業務遂行の指針を示した。その中に校内研修の方法や校内研修会に活用可能なWEB上で視聴できる動画を紹介した。 | B | | | ＜完了＞ 令和3年度に改訂済み。 次回の改訂は国・都の動向を見据えて行う。 | 教育指導課 指導係 |
| | (20)教員研修 の充実及び 特別支援教 育コーディネ ーターの 養成 | ④2 | 37 | 特別支援教育コーディネーター連絡会（仮称）の実施 | 実施 | 実施 | ＜実施＞ 令和3年度より、従来の特別支援教育推進委員会を「特別支援教育コーディネーター連絡会」に移行し、内容の充実に努め、開催した。 | B | | | ＜実施＞ 定期的にコーディネーター連絡会を開催し、情報共有・連携体制の強化に努める。 | 教育指導課 指導係 |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|---|-----------------------------------|------------|--------------|--------------------------------------|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--|----------------------------------|----------------|
| 指針5 児童・生徒の個別 教育ニーズに対応した教育 環境の整備・推進 | (21)自閉 症・情緒障 害特別支援 学級の設置 | ④③ | 38 | 中学校における自閉 症・情緒障 害特別支援 学級の設置 | 検討状況に応 じ順次設置 | 検討 準備 | <検討・準備> 令和5年度開設に向け、準備委員 会を設置し、所掌事項を検討し、 開設に向けた準備を進めた。 | B | | 開設までの間に、特別 支援教室等を利用して いる生徒の転学相談を 慎重に進める必要があ る。 | <開設> 令和5年4月の開設。 | 教育指導課 教育支援係 |
| | | ④④ | 38 | 西部地区小 学校におけ る固定学級 の設置 | 検討状況に応 じ順次設置 | 検討 | <検討> 令和7年度開設に向け、令和5年 度に開設準備委員会を設置する方 向で検討を図った。 | B | | <検討> 令和7年度開設に向け、令 和5年度に開設準備委員会 を設置し、所掌事項の検討 を図る。 | 教育指導課 教育支援係 | |
| | (22)校内 におけるICTの 活用 | ④⑤ | 38 | 校内におけ るICTの活用 | 実施 | 実施 | <実施> 指導者側のICT活用に留まら ず、令和3年度より導入した一人 1台端末を活用し、個に応じた指 導が行われている。 | A | | <実施> 引続き、指導者側のICT活 用に留まらず、一人1台端 末を活用し、個に応じた指 導を行う。 | 教育指導課 指導係 | |

| 指 針 | 具 体 的 な 施 策 | 項 目 番 号 | 計 画 掲 載 頁 | 項 目 (事 業 名) | 令 和 7 年 度 目 標 | 令 和 4 年 度 計 画 | 令 和 4 年 度 実 績 | 令 和 4 年 度 評 価 | 評 価 が C 又 は D の 場 合 は 理 由 を 記 載 | 目 標 達 成 へ の 課 題 が あ れ ば 記 入 | 令 和 5 年 度 以 降 の 取 組 み の 方 向 性 | 関 係 課 及 び 係 |
|------------------------------|--------------------|------------|--------------|------------------|------------------|------------------|---|------------------|------------------------------------|--------------------------------|--|----------------|
| 指針6 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進 | (23)災害時における安全確保の推進 | ④6 | 39 | 避難訓練の実施 | 実施 | 実施 | <p><実施> 各校では、定期的に様々な状況を想定した避難訓練を実施している。特別な支援を必要とする児童・生徒がいる場合には、実態に応じた安全確保がなされている。</p> | A | | | <p><実施> 避難に困難を要する児童・生徒が在籍した場合にはその都度避難における共通理解を図らせる。</p> | 教育指導課 指導係 |
| | | ④7 | 39 | 災害安全等についての計画的な指導 | 実施 | 実施 | <p><実施> 各校では、月1回安全指導日进行。また、交通安全教室や自転車教室等を実施している。</p> | A | | | <p><実施> 災害安全等について計画的に指導することで、児童・生徒の災害に対する自助意識の醸成を図る。</p> | 教育指導課 指導係 |